

保護者の皆様へ

名古屋市

4月分利用者負担額（保育料）の減額にかかる手続きについて

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、登園を控えた日の利用者負担額（保育料）の減額にかかる手続きについては下記のとおりとなりますので、ご確認くださいませよう、お願いいたします。

記

1 配布書類

- (1) 4月分利用者負担額（保育料）の減額にかかる手続きについて【この書類です】
- (2) 保育の実施の停止申請書
- (3) 保育の実施の停止申請書（記入例）

2 提出していただく書類

「保育の実施の停止申請書」に必要事項をご記入いただき（記入例を参考にしてください）、押印のうえ、4月にご利用されている施設・事業所にご提出ください。

※4月分の申請を既に区役所にご提出いただいている場合は、再度の提出は不要です。

3 提出期日

登園を控えておられ、提出が困難であることから、当面の間、提出期日は設けません（新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、改めてお知らせいたします）。

※減額分の計算については、各施設・事業所からの登園日数の報告に基づいて進めます。

4 日割り計算による減額分の取扱い（予定）

＜保育所をご利用の方＞

6月分の保育料との充当（相殺）を行います。

＜認定こども園・地域型保育事業をご利用の方＞

ご利用の施設・事業所から返金・充当等されます。

5 日割り計算の方法

減額後の保育料（4月分）＝保育料月額全額（4月分）×登園した日数÷25

※一旦、保育料月額全額を納付いただいた後、減額後の保育料との差額分について、充当もしくは返金を行います。

6 その他

- ・後日、「保育実施停止承諾決定通知書」を施設・事業所を通してお渡しします。
- ・上記の手続きは、1か月単位で行います。今回は4月分の保育料にかかる手続きをお願いいたします。5月分の取り扱いについては、改めてお知らせします。